(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号及び十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新潟市南区戸頭字浦廻二五七〇番一から同市南区戸頭字浦廻二五五二番一まで	前	二〇・〇〇～二二・三四メートル
	後	二〇・〇〇～三一・七九メートル　〇・〇四四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北海道開発局告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十二号
(三) 占用を制限する区域　札幌市中央区北一条東一丁目二番三から同市中央区北一条東一丁目七番三まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年九月四日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十五号
(三) 占用を制限する区域　北海道樺戸郡月形町字南耕地三一六番五八から同町字南耕地三一六番五三まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年九月四日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十五号
(三) 占用を制限する区域　北海道雨竜郡沼田町旭町一丁目一六一番三から同町旭町三丁目二一九番五まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年九月四日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十六号
(三) 占用を制限する区域　伊達市大滝区清原町一五八番一から同市大滝区清原町一六八番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年九月四日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十三号
(三) 占用を制限する区域　札幌市南区滝野野牛山国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署一一九四林班ぬ小班地内